安来市下水道使用料等審議会【第1回】

日時 令和元年8月23日(金)14:00~ 場所 安来庁舎3階 防災対策室

【日程】

辞令の交付

- 1. 開会
- 2. 市長あいさつ
- 3. 委員•事務局紹介
- 4. 会長及び副会長の選任
- 5. 会長あいさつ
- 6. 市長諮問
- 7. 議事
 - 1) 安来市の下水道事業の概要
 - 2) 安来市の下水道事業の現状
 - 3) 安来市の下水道事業の課題
 - 4) これまでの経営改善の取組
 - 5) 下水道使用料の原則と現在の料金
 - 6) 下水道使用料の検討手順
 - 7) 今後のスケジュール
- 8. 審議・質疑
- 9. その他
- 10. 閉会

○安来市下水道使用料等審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日 条例第 208 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問機関として、安来市下水道使用料等審議会(以下「審議会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、次の事項を審議する。
 - (1) 下水道使用料に関すること。
 - (2) 下水道事業受益者負担金等に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者とし、市長が任命する。
 - (1) 需要者の代表 10人以内
 - (2) 学識経験者 3人以内
- 3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があるときは、審議に関係のある者の出席 を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、下水道担当課が行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成16年10月1日から施行する